

平成 29 年度 内部統制の整備・運用状況に係る報告書（選挙管理委員会）

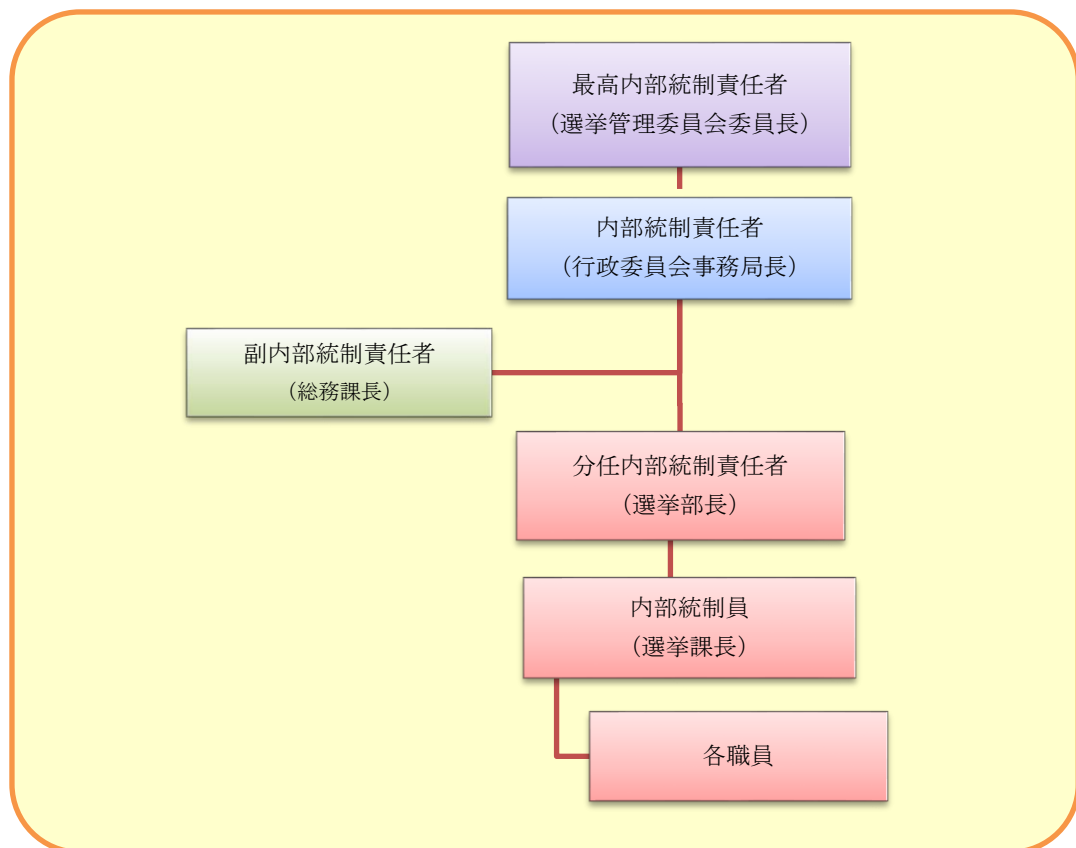
1 はじめに

これまでコンプライアンスの確保を中心に置いて、内部統制の取組みを進めてきましたが、地方自治法第 2 条第 14 項から第 17 項の規定の趣旨等を踏まえると、地方公共団体における内部統制の目的は、業務の有効性及び効率性の確保、報告の信頼性の確保、資産の保全も含むものであることから、本来あるべき内部統制を導入すべく、平成 27 年 7 月に見直しを図りました。

内部統制とは、業務上のリスク（発生することが好ましくない事象）の発生を未然に防止し、あるいは早期に発見し、リスクが発生した場合（顕在化した場合）に適切に対応する仕組みです。内部統制を適正に整備・運用することにより、内部統制の P D C A サイクルを回し、自律的なリスク管理体制を構築することを目指しています。

2 内部統制の実施体制

選挙管理委員会における業務の執行の適正を確保するために行われる統制（いわゆる内部統制）に関する基本的な方針である「選挙管理委員会内部統制に関する基本方針」を平成 27 年 6 月に策定しました。（別添資料 1 参照）この基本方針に基づき、選挙管理委員会委員長（最高内部統制責任者）をトップとする次のような体制を整備し、「選挙管理委員会内部統制規程」を施行しました。（別添資料 2 参照）



また、実施する具体的内容を「選挙管理委員会内部統制指針」として最高内部統制責任者（選挙管理委員会委員長）が決めました。（別添資料3参照）

3 内部統制の評価手続

平成29年度を評価対象期間とし、平成30年3月31日を評価基準日として、内部統制の評価を実施しました。

（1）リスク把握・評価の実施及びリスク対応策の自己点検の実施

平成30年2月に、内部統制責任者が、業務執行上のリスクの把握とその評価の実施及びリスク対応策がリスクに対して有効に機能しているかを目的とした自己点検の実施を分任内部統制責任者に求め、3月に、その結果の報告を受けました。（別添資料4参照）

自己点検を実施した業務上のリスクは次の3つのリスクです。

- 個人情報の漏えい
- 委託業務の監理が適時・適切に行われない
- 公文書の漏えい・紛失

（2）モニタリングの実施

平成30年3月に、副内部統制責任者は、内部統制責任者と協議の上、分任内部統制責任者が行う内部統制の整備及び運用状況の有効性に関する客観的な点検（内部統制のモニタリング）を実施し、その結果を内部統制責任者に報告しました。

4 内部統制の評価結果

上記評価手続のとおり評価作業を実施した限り、選挙管理委員会内部統制は評価基準日において有効に整備及び評価対象期間において有効に運用されていると判断しました。また、不備の是正に関する事項について記載すべき事項はありません。

具体的な評価結果は、次のとおりです。

《成果》

- 重要な3つのリスクに係る対応策が有効に整備・運用されました。今後、このプロセスに従って業務を執行することにより、リスクの低減が期待されます。

《課題と対応》

- ◆ 発生しうるリスクへの有効な対応策の整備を進めるためには、自律的にリスクを洗い出し、リスク対応策が有効に機能しているかを自己点検する必要があります。
- ◆ 分任内部統制責任者が行った内部統制の整備及び運用状況の有効性を確認するため、効果的なモニタリングの実施に向けた検討を行う必要があります。

5 平成 29 年度の総括

平成 29 年度は、内部統制の更なる充実・強化を図るため、重要な 3 つのリスクに係る対応策を立て具体的取組を進めました。自己点検の結果、リスク対応策が十分に有効でない事案があったことから、当該事案については業務プロセスを改善しました。

新たな内部統制として導入した平成 27 年度以降、3 年間で、のべ 11 のリスクを選定し、リスク対応策を整備してきました。

整備したリスク対応策は自己点検を行い、PDCA サイクルのチェックを実施して判明した問題点やリスク発生状況を踏まえて有効性を判定し、対応策の改善を行ってきたところですが、引き続き、自律的な点検と改善が定着するように取組を進める必要があります。

また、地方自治法改正を踏まえ、国の想定する内部統制との整合を一定考慮しつつ、計画的に準備を進めていく必要があります。

これらを踏まえると、平成 30 年度の課題として次の 2 点が挙げられます。

- (1) 業務プロセスレベルでのリスク対応策のモニタリングの継続的な実施
- (2) 地方自治法改正により義務化される内部統制の計画的な整備

6 平成 30 年度 of 取組み

上記課題を踏まえ、平成 30 年度は具体的に次の取組を進めることとします。

(1) 業務プロセスレベルでのリスク対応策のモニタリングの継続的な実施

平成 30 年度における業務執行上のリスクを把握し、把握したリスクをリスクの影響度と発生可能性により評価し、対応策を優先的に整備すべき順位を決定します。

優先順位の高いリスクについて、リスク対応策を整備・運用するとともに業務プロセスレベルでの自己点検・改善を図ります。

また、リスク対応策の整備・運用状況に関するモニタリングを実施し、必要な改善を行っていきます。

(2) 地方自治法改正により義務化される内部統制の計画的な整備

地方自治法改正により、市長に対して内部統制の整備が義務付けされることとなりますが、内部統制に係る改正部分は平成 32 年 4 月 1 日に施行されます。平成 32 年度以降を見据え、従前進めてきた取組を基礎として、財務に関する事務の内部統制の整備・運用について計画的に準備を進めます。

以上の取組を着実に実施することにより、今後予定されている地方自治法改正の内容にも対応した適切なリスク管理体制の構築を進めてまいります。